

法律相談センターにおける面談相談の原則中止（電話相談への切替）について

2020（令和2）年4月10日

各位

埼玉弁護士会法律相談センター

皆さまにおかれましては、日頃より、埼玉弁護士会法律相談センターの活動にご理解頂き、誠にありがとうございます。

さて、4月7日に日本政府より改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、緊急事態宣言が発令され、埼玉県においても外出自粛要請を含む緊急事態措置が実施されております。

また、現在も東京都における感染者数が拡大し、埼玉県内においても感染者数の増加が続いております。

この状況を受けて、当会は、令和2年4月13日（月）から法律相談センターでの面談相談を原則として中止し、電話相談に切り替えることといたしましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

なお、事態は流動的であり、今後も相談の実施方法等が変更されることがあります。

ご理解ご協力の程何卒よろしくお願いいたします。

以上

(別紙)

1 当分の間、面談相談を電話相談に変更して実施します。

(1) 実施方法

原則予約制とし、相談担当弁護士がご予約の時間に相談者に架電する方法で実施します。

(2) 相談料

ア 面談相談が無料の法律相談は、無料のままとします。

イ 面談相談が有料の法律相談は、相談料を10分1100円(消費税込)とします。

相談料のお支払方法は、法律相談実施後に担当弁護士からご案内します
当会指定の銀行口座にお振込みをお願いします。

2 面談相談を継続する相談

住宅専門家相談、外国人専門相談は、建築図面の確認、通訳人を介して相談を行う必要性などを勘案して引き続き予約制で面談相談を実施いたします。

3 スクラム相談所(大宮区役所内)についても、原則予約制の電話相談に変更し、相談担当弁護士がご予約の時間に相談者に架電する方法で実施します。

4 土曜日の法律相談については、当分の間、法律相談センターを休館とし、相談業務及び受付業務を全部中止とします。

5 予約受付については、当分の間、窓口での受付を中止し、電話での予約といたします。直接お越し頂いた場合も、電話または、法律相談センター入り口のインターフォンから予約ください。

6 川越、熊谷、越谷の各支部法律相談センターでは相談方法、予約方法等対応が異なる場合がございますので、各支部にご確認ください。

7 予約連絡先

法律相談センター(048-710-5666) スクラム相談所(048-783-3530)

支部連絡先

川越支部(049-225-4279)、熊谷支部(048-521-0844)、越谷支部(048-962-1188)

以上